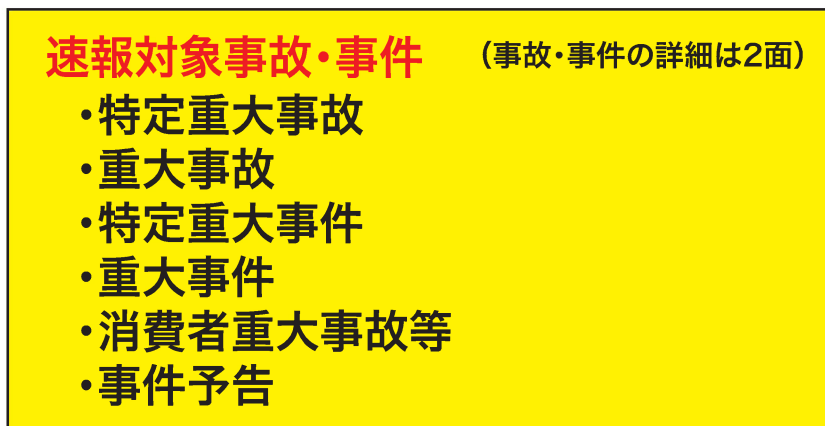


重大事故・重大事件発生時における緊急連絡体制



有限会社 浜田交通



事故・事件の種別

下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに運輸支局へ連絡。支局へ連絡が見つからない場合は運輸局へ連絡。

特定重大事故

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

重大事故

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- v 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったとき(平成27年5月18日追加)
- vi 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vii 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
- viii 自然災害に起因する可能性のある事故
- ix その他社会的影響が大きいと認める事故(例:事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき)

特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

重大事件

特定重大事件以外の次の事件

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

消費者重大事故等

- i 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故
- ii iに該当する事故を発生させるおそれがある事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したものであつて、乗客が乗車中のもの)

事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他予告行為